

社会福祉法人共助会

男女の賃金の差異に関する実績

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全職員	85.6%
うち正規職員	90.5%
うち非正規職員	118.7%

※対象期間：2022年4月1日～2023年3月31日